

「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂等に係る検討会（第1回） 議 事 概 要

1. 日時 令和7年10月29日（水）13:00～15:00

2. 場所 ビジョンセンター東京虎ノ門 601C 会議室

3. 出席者

■ 検討委員（五十音順、敬称略）※：オンライン参加

九州医療科学大学 臨床心理学部 臨床心理学科 教授	加藤 謙介
新潟県動物愛護センター 技術専門員	遠山 潤 ※
一般社団法人 日本愛玩動物看護師会 理事	
一般社団法人 ひと to ペット 理事長	西村 裕子
公益社団法人 日本獣医師会 危機管理室 統括補佐	
公益社団法人 東京都獣医師会 顧問	
特定非営利活動法人 アナイス 代表	平井 潤子
内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（食事支援担当）	杉本 昌英

■ オブザーバー（五十音順、敬称略）※：オンライン参加

公益社団法人 石川県獣医師会 常務理事	小澤 正
いしかわ動物愛護センター 担当課長	杉浦 文恵 ※
石川県 健康福祉部 薬事衛生課 主任技師	中野 未来 ※

■ 環境省

大臣官房	審議官	成田 浩司
自然環境局 総務課 動物愛護管理室 室長		石川 拓哉
	企画官	小林 誠
	動物共生専門官	佐藤 啓一郎
	環境専門員	齋藤 清香

■ 事務局

一般財団法人 自然環境研究センター

4. 議事概要

- (1) 検討会の目的及び検討の進め方について
- (2) 課題及び論点の整理について
- (3) その他

<資料>

- 資料1 「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂等に係る検討会の目的及び検討の進め方
- 資料2-1 現行の防災対応に係る体系図
- 資料2-2 「人とペットの災害対策ガイドライン」の概要
- 資料3 「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂に係る課題・論点
- 資料4 【石川県資料】能登半島地震の対応で感じた課題
- 資料5 【石川県獣医師会資料】令和6年能登半島地震に係る石川県動物対策本部の取り組み

- 参考資料1 「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂等に係る検討会開催要領
- 参考資料2 令和6能登半島地震における被災動物対応記録集（令和7年9月発行）※委員限り
- 参考資料3 人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月発行）※委員限り
- 参考資料4 過去の大規模災害の一覧
- 参考資料5 各防災計画の関係概略と防災基本計画の修正点

(1) 検討会の目的及び検討の進め方について

<資料>

- 資料1 「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂等に係る検討会の目的及び検討の進め方
- 参考資料1 「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂等に係る検討会開催要領

■ 改訂の目的及び検討の進め方について

環境省から資料1について説明を行った。

➤ 委員から意見なし。

(2) 課題及び論点の整理について

<資料>

- 資料 2－1 現行の防災対応に係る体系図
- 資料 2－2 「人とペットの災害対策ガイドライン」の概要
- 資料 3 「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂に係る課題・論点
- 資料 4 【石川県資料】能登半島地震の対応で感じた課題
- 資料 5 【石川県獣医師会資料】令和 6 年能登半島地震に係る石川県動物対策本部の取り組み
- 参考資料 2 令和 6 年能登半島地震における被災動物対応記録集（令和 7 年 9 月発行）※委員限り
- 参考資料 3 人とペットの災害対策ガイドライン（平成 30 年 3 月発行）※委員限り
- 参考資料 4 過去の大規模災害の一覧
- 参考資料 5 各防災計画の関係概略と防災基本計画の修正点

■ 現行の防災対応に係る体系図及び現行ガイドラインの概要について

環境省から資料 2－1 及び 2－2 について説明を行った。

- 委員から意見なし。

■ 令和 6 年能登半島地震への対応で感じた課題の報告について

石川県から資料 4 について、（公社）石川県獣医師会から資料 5 についてそれぞれ報告を行った。

- 輪島や珠洲などでは、地域防災計画にペットの避難所受入れに関する記載があったものの、実際の避難所運営では混乱が見られた。平時からペットの受入れルールや運用を明確化するとともに、飼い主自身も避難訓練への参加等を通して内容を理解しておく必要がある。（平井委員）

■ ガイドライン改訂に係る課題と論点について

環境省から資料 3 について説明を行った。

- 現行のガイドラインでも重要な内容は既に記載されているという印象。しかし、既にガイドラインで論点が提示されていながら、新たな災害の度に同様の混乱が繰り返されている原因は、ガイドラインの内容の問題だけでなく、ガイドラインを活用した人々の関係性やコミュニケーションのあり方に課題があると考えられる。文言の改訂だけでなく、ガイドラインを用いた関係者間の関係構築とコミュニケーション、防災実践の具現化のあり方も検討する必要があるだろう。（加藤委員）
- 現行のガイドラインや関連する副読本は内容が充実しているものの、実務担当者に十分に浸透しておらず、市町村の避難所運営マニュアルにも反映されていない。ガイドラインを知るべき者が情報を得る機会を増やす取り組みが必要であり、県や市

町村、獣医師会などが定期的に災害時の検討を行う場を設けることが重要。ガイドラインの普及方法を考える視点が求められる。(遠山委員)

- 主体別の資料も整備されており、運営側の視点で見ても現行のガイドラインは情報が充実していると感じる一方、それを活用する人材や普及の仕組みの不足を感じる。動物看護師やトリマー、トレーナーなど、地域で飼い主と関わる専門職が啓発活動に関わることで、普及が進むのではないか。また、愛玩動物看護師を主管する農林水産省と環境省が示す業務範囲の中に、被災動物適正飼養の為の支援と地方自治体との連携協力とあるが、今回の能登半島地震の支援の際には、連携の仕組みが整理されていなかった。人の災害支援ナースのような仕組みを参考に、愛玩動物看護師の役割を明確化し、連携を進める必要がある。(西村委員)
- 前回改訂時の「ペットの救護対策ガイドライン」から「災害対策ガイドライン」への名称変更には、熊本地震に際に支援側も被災し公的支援が遅れた経験を踏まえ、飼い主自身がペットを守るための自助・共助を重視する意図があった。今回の改訂では、緊急時の対応であることを前提に、人命を守るための対策とペットの福祉のバランスを考慮して内容を検討する必要がある、緊急時に飼い主が平時の動物福祉の水準を求めすぎること避難が妨げられる可能性や、自治体の対応範囲の限界を認識することも重要と考えられる。また、まずは人の防災力を高め、その上でペットを守る対策をどう講じるべきかという考え方のベースを改めて検討いただき、各論の議論を進められるといいだろう。(平井委員)
- 避難所運営において防災部局と動物関係部局の連携が十分ではないように感じる。平時から文書だけでなく実際の行動を通じた連携を強化し、防災部局が専門家や獣医師、動物看護師などとの直接的なつながりを構築することが重要だろう。また、防災部局にペットに必要な環境などの情報が十分伝わっていない現状があり、具体的に何を準備すればよいかを分かりやすく示す必要がある。環境省と連携しながら、自治体に適切な情報を伝える方法を検討していきたい。(杉本委員)
- 自治体の担当者が数年おきに異動する現状では、災害時にすぐ活用できるような見せ方の工夫も重要だと考える。異動直後の担当者でも災害発生直後に迅速に対応できるよう、「まず何をすべきか」、「誰に連絡するべきか」といった重要な情報を分かりやすく簡潔に示す工夫も対策の一助となるだろう。(平井委員)
- 現状では、対策以前に、「災害時は人間が優先」という【排除】、「ペットは家族か、動物か」という【分断】、「人とペットの避難」をめぐる【混乱】が課題となっており、それぞれの課題のリフレーミング（枠組みの再構築）が必要だと考えられる。第1に、【排除】に対処するための「インクルーシブな防災・減災」の徹底。災害時に「人優先」という理由でペットと飼い主が排除に直面する一方、病気や障害等でペットが傍にいては困る要配慮者が避難できなくなる問題がある。さらに、高齢者や障害者などの要配慮者自身がペットを飼育しており、被災地で二重に排除される問題も起きている。それゆえ、ペット飼育の有無や、年齢・性別・病気や疾患の有

無等、市民の多様な属性にかかわらず、誰も排除されず、皆が助かるインクルーシブな防災・減災の視点が求められる。ペットの対策が防災の一部として組み込まれれば、部局間連携も当然の前提として必要となるだろう。第2に、【分断】を避けるために「飼い主自身がペットの動物的側面を認識すること」。ペットは家族であると同時に動物であるため、飼い主が平時から適正飼養を行い、ペットの動物的側面（アレルギー、不衛生、行動問題など）に責任を持ち、「飼い主力」を高めることが重要になる。第3に、【混乱】を解消するための「用語の再定義と行動変容の促進」。「同行避難」、「同伴避難」、「分散避難」などの用語の定義が正しく理解されておらず、これらの用語を簡潔明瞭に再定義する必要がある。あわせて、各用語に基づいて、誰がどのような防災実践を行うかをセットにして発信することで、行動変容につながるのではないかと。（加藤委員）

- ペット対応の避難所や同室避難を求める動きがある一方で、自宅が心配でできるだけ家の近くで避難生活を送りたいという被災者のニーズもあり、遠方の1.5次避難所や2次避難所の活用には難しさがある。遠方でもいいから同室避難対応の避難所を整備するというのは平時の安全な状況を前提とした考えであり、近くの避難所でいかにペットにも対応するかという視点が必要。（遠山委員）
- 前回改訂時のガイドラインの目標には「飼い主とペットが無事に災害を乗り越える対策を取ることが、地域全体の防災力向上につながる」という話があった。今回の改訂においてもこの論点は盛り込むべきだろう。（平井委員）
- 能登半島地震における災害支援活動では、動物関連団体の連携不足や準備不足で現場に混乱をもたらす事例があった。内閣府の中間支援組織登録制度を活用し、動物関連団体にも登録制度を設けることで、背景がわかる団体が被災地に入る仕組みを整える必要がある。また、避難所ではペットに関する情報収集が後回しになり、飼い主が危険な状況で自宅に戻るなどの問題が発生した。中間支援組織やボランティアがペットの状況を確認するための具体的な項目があるといいだろう。（西村委員）
- 過去の災害では、避難所対応に関するさまざまな工夫で、飼い主やペットが助かったケースが多くある。ペットと同室での避難生活を希望する飼い主の気持ちは理解できるものの、飼い主とペットが別スペースでの避難生活であっても工夫次第で乗り越えられた事例もあり、過去の経験や成功事例をガイドラインに反映させることで、災害時の多様な対応方法を伝えていけるといいだろう。（加藤委員）
- 能登半島地震では、仮設住宅に移る際に避難所に使われなかったペット用品が放置されるなど、物資の管理やニーズに合った支援が課題となった。ペットの多様性を考慮し、現場にてニーズをひろうことのできる人材の確保や連携と、そのニーズに資源を迅速にマッチングし、必要な数や量が過不足なく、効率的に届く仕組みを構築することが重要だと考える。また、過剰な支援が地元経済の回復を妨げる可能性もあるため、支援活動と地元経済の復興を両立させる視点が必要だろう。（西村委員）

(3) その他

事務局から第2回（次回）検討会の案内を行った。

以上